# 施設基準一覧

当院は、次の施設基準に適合している旨、厚生労働省・近畿厚生局へ届け出を行っています。

## ■　基本診療料の施設基準

| |
|---|
| 有床診療所入院基本料１ |
| 機能強化加算 |
| 時間外対応加算１ |

## ■　入院時食事療養費に係る食事療養及び 入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準

| |
|---|
| 入院時食事療養（Ⅰ） |

## ■　特掲診療料の施設基準

| |
|---|
| 小児かかりつけ診療料１ |
| がん治療連携指導料 |
| 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料（Ⅰ） |
| CT 撮影及び MRI 撮影 |
| 人工腎臓 |
| 導入期加算１ |
| 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 |
| 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 |
| 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) |
| 入院ベースアップ評価料 63 |

あすわクリニック
令和７年６月１日

# 機能強化加算に係る院内掲示

当院では、「かかりつけ医」機能を有する診療所として

**「機能強化加算」**を算定しております。

**健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関するご相談に応じています。**

**介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じています。**

**休日・夜間のお問い合わせにも対応しております。**

**必要に応じて、専門医や専門医療機関への紹介を行っております。**

**受診されている他の医療機関や処方されているお薬を確認し、必要なお薬の管理を行います。**

**※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を持つ医療機関を検索することができます。**

あすわクリニック

当院は、厚生労働省・近畿厚生局に対して、

# 「有床診療所入院基本料１」の

届け出を行っております。

■　当診療所には、看護職員が７名以上勤務しています。

あすわクリニック

当院は、厚生労働省・近畿厚生局に対して、

# 「入院時食事療養（Ⅰ）」の 届け出を

行っております。

■　管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は6時以降）、適温で提供しております。

【ご参考】

| 所得区分 | 令和７年４月から |
|---|---|
| 一般<br>区分ア～エ | １食 510 円 |
| 低所得Ⅱ<br>区分オ | １食 240 円 |
| 低所得Ⅰ | １食 110 円 |

※指定難病の方・・・１食 300 円

あすわクリニック

# 時間外対応加算１に係る院内掲示

当院では、**「時間外対応加算１」**を算定しております。

■　**当院を継続的に受診している患者さんからの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制を取っております。**

☏　**内科・糖尿病内科・人工透析**

**0776－34－3600**

☏　**小児科**

**0776－33－3600**

あすわクリニック

# 下肢末梢動脈疾患指導管理加算に係る院内掲示

当院では、

**「下肢末梢動脈疾患指導管理加算」**

を算定しております。

当院では、慢性維持透析を行っている全ての患者様に対し、足病の予防・早期発見のために、下肢末梢動脈疾患に関する検査や療養上必要な指導管理を行っております。

検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合には、その旨をご説明し同意して頂いた上で、連携医療機関へ紹介させて頂いております。

下肢末梢動脈疾患に関する連携医療機関

福井県立病院等

あすわクリニック

## 小児かかりつけ診療料1

当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに、小児科の「かかりつけ医」として、診療を行っております。

## 明細書発行体制等加算

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。
また、自己負担のある患者様には、「診療報酬明細書」「領収書」を交付しております。
明細書の発行を希望されない方は、会計の際に、その旨お申し出ください。